

第31回 逢初川土石流災害に係る行政対応検証委員会－議事録－

日 時	令和6年1月22日(月) 9時 45 分～	
場 所	県庁別館2階 第1会議室B	
出席者	経営管理部総務局長 経営管理部総務局参事 暮らし・環境部廃棄物リサイクル課長 暮らし・環境部盛土対策課長 経済産業部森林保全課長 交通基盤部砂防課長 交通基盤部土地対策課長	内藤 信一 清水 大全 片山 広文 望月 満 大川井 敏文 杉本 敏彦 福田 吉宏
議 事	・各法令に係る行政対応に関する考察等についての意見交換② (廃掃法(最終))	

1 開 会 (午前9時45分開始)

2 議事項目(これより内藤総務局長が議事進行を務めた。)

・各法令に係る行政対応に関する考察等についての意見交換②(廃掃法(最終))

3 議事の内容

○内藤総務局長

それでは、逢初川土石流災害に係る行政対応庁内検証委員会、第31回会議を開催いたします。

それでは、早速ですが、今日は最後の廃棄物処理法について、意見交換をやりたいと思います。

○片山廃棄物リサイクル課長

廃棄物処理法ですが、全体的なボリュームがあり、見直しをして、前回に送ったものと比べてかなり変えております。

まず、赤字の部分、1ページ目から説明をさせていただきますが、まず、搬入された場所と周辺の区域につきましては、まず、⑥の区域をどこか、その場所でどんなことが行われていたかということを箇条書きにいたしました。それから、①区域の部分から⑥区域のところに木くずが移動されておりますので、そちらとの関係も簡単に説明させていただきました。

そして、位置図の関係をその下に入れようと考えております。ここにつきましては、D工区の方にも木くずがありますが、そちらを入れると複雑になってしまいますので、そこを抜いて、①区域と⑥区域の関係図だけここに入れ込もうと考えています。

らで廃棄物処理法に関する法律の概要、定義だとか概要をまとめさせてもらいました。

その次のページから3で、事実関係ということで、これまでのものを、少し四角で囲ったりして見せ方を修正しました。

それから、ページをずっと進んでいただきまして、4の「事実関係を踏まえた論点と考察」(資料P24)、その前には特別委員会の提言、それから論点について、四角書きで入れさせてもらいました。少し文言の訂正はございますが、並びの方は、他の法令と同じような形でそろえてございます。

それから、(4)の論点と考察のところで、書き方を変えたのが(6)で、「源頭部北西側区域に移動された木くず混じりの土砂への対応は適切であったか」というところですが、こちらにつきましては、まず職員に聴き取りをした調査結果がございましたけれども、当時の職員は「処理状況を確認した覚えがない」という表現で整理することとしました。それから、考察の書き方を大きく変えましたが、考察といたしましては、1つ目のポツとして、「①区域の法面に”木くず”が露出した状態は、流出などが懸念されるため、■■■■氏や■■■■氏は撤去する義務はない」立場でしたが、「ない中で、”木くず”を撤去させ、⑥区域へ移動させた行政対応は、指導の成果の一つであったと言える。」という考察にいたしました。

2つ目といたしまして、「”木くず”混じりの土砂の⑥区域への移動については、土砂から”木くず”を分別するための暫定的な措置であったと言えるので、他の指導事例に漏れず、県東部健福が移動後の”木くず”の処理状況を確認していなかったとは考えにくい」と。括弧書きですが、「(■■■■氏や■■■■氏によって”木くず”が適正に処理される見込みがあったと考えられるが、それは推察でしかない)」というまとめ方にいたしました。

3つ目のポツといたしまして、「産業廃棄物の処理責任は事業者にある。最終的に当該”木くず”が適正に処理されたか否かは分かっていないが、その処理状況を行政が確認していなかったとしても、その行政対応が不適切であるかどうかを直ちに断ずることはできない。」というまとめ方にいたしました。

それから、(7)の「残土処分場への進入路付近に搬入された廃棄物への対応は適切であったか」につきましても、当時の職員への聴き取りを行った結果として、「指導後に現場を確認した際、①区域に廃棄物は確認できず、適正に処理されたかは不明。■■■■氏に対して報告を求めるなどの対応は覚えていない。」という聴き取り状況を加えてございます。

それから、考察として「県東部健福は瓦くず、陶器くず等の排出元である事業者を立入検査して、当該瓦くず、陶器くず等が廃棄物であると認定し、①区域進入路付近に搬入を指示し、廃棄物の処分を行おうとした■■■■氏に対し、廃棄物を適正に処理するよう指導した対応は適切であると考えられる。」と。

それから、2つ目でございますが、「指導後に①区域の現場から廃棄物がなくなっていれば、通常、■■■■氏による処理状況を確認していなかったとは考えにくい」。括弧で、「(①区域から廃棄物が撤去されたことを、■■■■氏に確認しなかった理由は不明である)」という考察にいたしました。

それから、3つ目ですけれども、「産業廃棄物の処理責任は事業者にある。当該瓦くず、

陶器くず等が適正に処理されたか否かは分かっていないが、その処理状況を行政が確認していなかったとしても、その行政対応が不適切であったとは直ちに断ずることはできない。」というまとめ方にいたしました。

それから、5の「考察を踏まえた再発防止に向けた対策」で、「⑥区域にがれき類等が野積みして放置されたが、①区域に残土と一緒に廃棄物が搬入される呼び水となる状況があった可能性はある。⑥区域に埋められたがれき類は、2021年7月の盛土崩落時に一体となって流出していないことから、①区域の崩落との因果関係は明らかではない。」と。

「また、産業廃棄物への規制は、度重なる法改正により、排出事業者責任の徹底や罰則の強化が行われてきたが、有価物と称して処分するなど巧妙化・潜在化する傾向がある。本件のように、遵法意識の低いと思われる相手の申立や意向に、行政が期待したことで解決せず、いたずらに長期化した対応に問題意識を持たなければならない。」というところで、「今般の事案を踏まえた取組の実施」で、「あらためて県内における行政対応が長期化している事案においても、担当する職員個人の知識や経験任せになっていないか、不法投棄撲滅対策本部を通じて問題を共有し、対応策を深掘りしながら不適正処理事案の解決・解消に努めている。」とあります。

それから、「盛土総点検においても、廃棄物と思しきものが混じったまま残土として処分されるケースが確認されたことから、令和4年度から県民の協力による監視『盛土110番』を庁内に開設した。あわせて、不法な盛土等に関する通報情報を関係部局間で共有し、関係法令に基づく行政処分等の迅速化(を)するなど、対処体制の確立を目指す組織として『盛土対策課』が設置された。」

続いて、「産業廃棄物の不適正処理や不法投棄事案では、法の抜け道や行政が指導しにくい隙間について行われるケースがある。担当者を恫喝する者もある。」ということで、この続きがちょっとうまくいっていませんが、「廃棄物行政の担当職員は、遵法意識の低い相手と向き合い、法に基づく権限を駆使して事実関係を把握する必要があることから、その対応には知識の蓄積はもとより、指導経験の蓄積、共有が必要である」と。「不適正処理事案が複雑多様化する中で、指針に基づく厳格な対応が求められる一方、適時の監視や指導にはマンパワーに限界がある。このため、他の法令所管部署と連携して不法投棄パトロールを兼務する職員を増員し、監視・指導の研修を進めている。」ということです。

それから、「今後に向けた取組」ですが、「関係部局間で廃棄物混じり土砂への対応のポイント等を共有し、衛星写真や三次元点群データによる地形変化、IT技術を活用した先回り監視パトロールの活用を図る。」

それから、「これまでの警察と連携してきた経緯を踏まえ、組織的な不法投棄を行うなど悪質事案や不適正処理事案への対応について、監視・指導の手法に関する優良事例を収集し、さらなる指導技術の向上を図る。」ということで、再発防止の対策をまとめました。

主な改正点等につきましては以上でございます。

○内藤総務局長

ありがとうございました。

それでは、御意見等ありましたらお願いします。最初からやっていきますか。

1ページ目は、ちょっとこれ、図はまた後で入る。

○片山廃棄物リサイクル課長

これまで貼りついていた図は、Fの 005 とかまで広く入っていましたが、そちらを少し小さくした図をここに付けようかなと思っています。それか、場合によっては、取っちゃってもよければ取っちゃおうかなと思っています。

○内藤総務局長

図はあった方がいいのかな。

よろしいですか、1ページ目。ここは区域の話なので。

○清水総務局参事

略称を取っているので、またこういうふうに入れるかどうかというところはあるかなとは思いますが。

○内藤総務局長

単に⑥区域とかでいいのかな。

○清水総務局参事

というのものもあるかなとは。

○内藤総務局長

⑥区域の定義は何でしたっけ。

○清水総務局参事

この上に書いてあるとおりです。北西側区域ですね。

○内藤総務局長

①区域は逢初川源頭部。

○清水総務局参事

一応、その凡例の方で判断が。重ねても別におかしくはないので。一番最初の概要のところ、それぞれの区域に何がやられたかというのは書いてあるといえば書いてあるので。

○片山廃棄物リサイクル課長

そうすると、取っちゃってもいいですかね。

○清水総務局参事

この場所のところは入れといた方が。⑥区域とか①区域でもいいのかもしれないなど。

○内藤総務局長

そうですね。単に⑥区域、①区域ということで、何が行われていたかは分かっているので、あとは何が捨ててあったみたいなどころで。

○片山廃棄物リサイクル課長

「残土処分場」って入れちゃうと、どうなんですかね。これは追加しておいてもオーケーですか。

○清水総務局参事

まあ。

○内藤総務局長

残土処分場というのは、①区域とは違うんですか。

○片山廃棄物リサイクル課長

①区域の中の。

○内藤総務局長

中の残土処分場。

○片山廃棄物リサイクル課長

残土処分場というのか、土採取規制条例の届出の区域というのかな。

○内藤総務局長

土採取条例届出の区域が①区域じゃないんですか。①区域はもっと広い範囲ということなんですか。

○片山廃棄物リサイクル課長

そこがよく分からないんですけど。ただ、「残土処分場」という言葉は取りあえず外しておくか。

○内藤総務局長

分かりますか、清水さん。

○清水総務局参事

公文書に残土処分場という言葉は、廃棄物では頻繁に出てきますが、それがどこを指しているのかという明確なものは、公文書自体では分からないので。ただ、盛土そのものが残土処分という位置づけでみんな思っているのかなと思って、そういう言葉を使っていたかなと見たんですが。これまで、「①区域(残土処分場)」というような表現はあるかもしれないとは(思います)。

○内藤総務局長

そうしますか。「①区域(残土処分場)」。あるいは「①区域内の」とかになるのか。

○清水総務局参事

それもそうですね。

○内藤総務局長

それはちょっと公文書を見ても明確じゃないんだよね。「①区域(残土処分場)」としておきますか。

○片山廃棄物リサイクル課長

はい。

○清水総務局参事

あと、タイトルのところの、この番号も。

○内藤総務局長

そう。二重丸じゃなくて、ローマ数字の小文字の6

○清水総務局参事

6ですね。

○片山廃棄物リサイクル課長

6でしたね。

○内藤総務局長

1ページ目はよろしいですかね。

それでは、2ページ目。その前からあった図で、この一番右側の方の上の「P部」というのは、めっちゃめっちゃ薄く、何か。

○片山廃棄物リサイクル課長

入っていますか。

○清水総務局参事

うん。これ、何か入っています。

○内藤総務局長

これは何なのかな。

○清水総務局参事

これ、消し忘れですかね。

○内藤総務局長

⑥エリアの区域のところ。

○清水総務局参事

ここに「P部」って、ここに残っているんですよ、何か。これって消し忘れですか。

○内藤総務局長

これ、関係ない。

○片山廃棄物リサイクル課長

消し忘れですね、はい。

○内藤総務局長

じゃあ消していいですか。

○片山廃棄物リサイクル課長

はい。

○内藤総務局長

いいですね。

○杉本交通基盤部参事兼砂防課長

細かい話なんですけど、この①区域ということ、引き出して書いてあるじゃないですか。これは、結局は■■■■・■■■■氏の残土搬入と■■■■氏の残土搬入、その両方が①区域ということを示したいんですよ。

○片山廃棄物リサイクル課長

ここの境がはっきり書けないんですよ。これぐらいかなという。

○杉本交通基盤部参事兼砂防課長

だから、この何というか、範囲を示しているところが、「■■■■氏・■■■■氏の残土搬入」という、その破線の四角のところの一部にかかっているのは、そういう意図で書いているということなんですね。

○片山廃棄物リサイクル課長

そうです。ぴったりにならないんだよね。

○紅林廃棄物リサイクル課長代理

はい。

○片山廃棄物リサイクル課長

もうちょっと上になってもいいかなと思いますけど。

○内藤総務局長

要するに、落ちた残土は、ほとんど■■■■がやった残土が落ちて、僅かに■■■■と■■■■の残土も落ちたかもみたいなことですか。

○片山廃棄物リサイクル課長

そうですね。だから、残っているのもあるんだよね。残っているのもあります。崩落せずに。

○杉本交通基盤部参事兼砂防課長

細かいですけど、■■■■氏の残土搬入の四角よりも、その下までその線が行っているじゃないですか。それも何か意図があるんですか。

○片山廃棄物リサイクル課長

どれですか。

○杉本交通基盤部参事兼砂防課長

「■■■■氏の残土搬入」という破線の四角。

○片山廃棄物リサイクル課長

四角がありますよね。

○杉本交通基盤部参事兼砂防課長

四角で囲っているところがあって、その四角の囲っている枠よりも下に、この①区域の範囲の囲みが行っているのは、そこも何か意図があるということですか。

○片山廃棄物リサイクル課長

それは特にはないです。

○杉本交通基盤部参事兼砂防課長

じゃあ、それは四角と同じにすればいいんですよね。

○片山廃棄物リサイクル課長

同じでもいいな。

○紅林廃棄物リサイクル課長代理

■■■■氏の搬入エリアも、廃棄物の部門からすると分からないので、これも■■■■氏のところまで切っていいのか、もっと下までやるのかは、そこもちょっと微妙なので。

○内藤総務局長

■■■■氏のエリアの下があるんだ、まだ。じゃあ、そこは誰のエリアなんですか。

○片山廃棄物リサイクル課長

■■■■は現場で整えていたんですよね。

○清水総務局参事

残土搬入って、森林法の(無許可開発の)指導を受けて、2008年8月7日ぐらいまでは止まっていたんですよね。2009年6月に、何か確認に行ったら残土の搬入がされていた、そんな記述があったような。

○内藤総務局長

今、清水さんが言っているのはどこの文章ですか。

○清水総務局参事

文章というか、「盛土行為の事実関係として」というところです。廃棄物じゃなくて。行政対応検証委員会の報告書だと、①区域の1ヘクタール以上の林地開発について、(森林法の無許可開発の)指導がされて、それが2008年8月7日で是正されて、盛土がされたとしたらそれ以降という形になるはずなんですけど、この行政対応検証委員会の報告書だと、風致地区条例とか土採取の届出がされて、東部農林と市が現地調査をして、伐採届とか小規模林地開発の手続なしに残土搬入が行われていることを確認したのが2009年6月になっているんです。それまでの間は特に触れては……。

○内藤総務局長

2009年6月24日。

○清水総務局参事

なので、この前から入れていたのかもしれない、確認してないから分かっていないだけで。

○内藤総務局長

■■■■の搬入が5月というのは確かなんですよね。5月というのは、どこかで確認できるのかな。

○清水総務局参事

何かの届なんですか。

○紅林廃棄物リサイクル課長代理

■■■■が5月以降やったというのは記録に。

○内藤総務局長

記録にあるんですね。

○紅林廃棄物リサイクル課長代理

本人が言っています。それ以前は誰かがやっていたかどうかということも、廃棄物の方としては承知していないので、その前が分からないんですよ。

○内藤総務局長

その前は、他の人も分かっていないんだね。

○清水総務局参事

やっていたかどうかはちょっと分からないですね。

○内藤総務局長

確認した記録はない。

○清水総務局参事

2008年8月から2009年6月までの間がどうだったかはちょっと分からない。

○内藤総務局長

多分、誰も確認してないんだよね。だから、表はこれでいいんですかね、そうすると。

○片山廃棄物リサイクル課長

確認していないですね。

○清水総務局参事

公文書というのは、この頂いているものの中にあるんでしょうか。

○紅林廃棄物リサイクル課長代理

はい。あったと思います。

○片山廃棄物リサイクル課長

不法行為自体は①区域の現場になるので、①区域って第三者委員会の記録の中で出てくるのが全てだと思いますけど、その中に入らないですよ、そこって。

○清水総務局参事

報告書の6月。公文書が特定されれば、5月というような感じでしょうか。

○内藤総務局長

そうですね、今は■■■がそう言っていたという記録はここにはないので。

その他はよろしいでしょうか。

○杉本交通基盤部参事兼砂防課長

この前ちょっと聞いたんですが、「崩落」ってここに書く意味って何かあるんですって。

○片山廃棄物リサイクル課長

分かるようにという。上の源頭部北西側区域は崩落はしてなくて、いわゆる①の区域が崩落した、というのを示したいということです。

○杉本交通基盤部参事兼砂防課長

「崩落」とここに書くことが、何かちょっと違和感があって。

○片山廃棄物リサイクル課長

ない方がいいですかね。

○杉本交通基盤部参事兼砂防課長

①区域と書いてあるところを、そこに「(崩落)」、「源頭部崩落」とか書いた方が分かるかなと思うんですけどね。

表記の仕方が。

○片山廃棄物リサイクル課長

この前、杉本課長が、これが矢印に見えるという。

○杉本交通基盤部参事兼砂防課長

矢印に見えるし、そこから何か崩落という、何というのかな。
ここだけ何か絵で表すって、何かちょっと違和感があるな。

○片山廃棄物リサイクル課長

分かりました。じゃあ、ちょっと直しましょうか。

○内藤総務局長

この三角は要らないかな。

○杉本交通基盤部参事兼砂防課長

その崩落と書きたいのであれば、①エリアの源頭部と書いてあるところに書いた方がいいかなと。

○内藤総務局長

「源頭部崩落箇所」とか。

○杉本交通基盤部参事兼砂防課長

「源頭部崩落」、「①区域(源頭部)崩落」。

○片山廃棄物リサイクル課長

「源頭部」と言ったときって、これ全部崩落していないんですよね。

○杉本交通基盤部参事兼砂防課長

そう。崩落していない。

○片山廃棄物リサイクル課長

今の言い方だと。そうですね。なので、「一部崩落」の方が。

○杉本交通基盤部参事兼砂防課長

それがさっき言った、この括弧の枠のエリアというのが、■■■■、■■■■……。そうか。残土搬入と一致するわけじゃないのか、崩落が。

○片山廃棄物リサイクル課長

■■■■の方は全部崩落していますけど。

○内藤総務局長

■■■■、■■■■は落ち残ったところがあると。

○片山廃棄物リサイクル課長

そうですね。

○内藤総務局長

その落ち残ったところは①区域ではないということですか。

○片山廃棄物リサイクル課長

①区域に入るかどうかははっきりしない。

○内藤総務局長

はっきり分からないのか。

○片山廃棄物リサイクル課長

はい。

○内藤総務局長

だからこういう書き方。

○片山廃棄物リサイクル課長

はい。でも、①区域に入れちゃってもいいと思います。この図からいくと。

○紅林廃棄物リサイクル課長代理

①区域がどこからどこまでなのかがちょっと分からないところです。

○内藤総務局長

盛土行為があったのも①区域だから、①区域なんでしょうね。

○片山廃棄物リサイクル課長

①区域ってこれでいくと、⑥区域を含んで①区域という考え方でいいですかね。

○杉本交通基盤部参事兼砂防課長

これ、あるじゃないですか。

○片山廃棄物リサイクル課長

この地図でいくと、①区域全体があって、①区域の中にはP部もあって。

○清水総務局参事

⑥区域か。

○片山廃棄物リサイクル課長

⑥区域もある。

○清水総務局参事

⑥区域って、入っていくところにあつたところだけなんですよね。

○片山廃棄物リサイクル課長

⑥区域自体はそうなんです。そうすると、①区域と言ったときには、この図で囲んでいくところと、⑥区域を含んだ全部を。

○内藤総務局長

①区域の中で廃棄物があつたところを⑥区域と言っているわけだ。

○清水総務局参事

あまりそういう意識はないですけど。

○片山廃棄物リサイクル課長

そうなんですよ。だけど、これで。

○杉本交通基盤部参事兼砂防課長

熱海市の住民に対して説明したときの資料を見ると、この⑥区域と、⑥区域'とかって書いて表現していたと思うんだよね。

○片山廃棄物リサイクル課長

⑥区域'ってP部のこと。

○杉本交通基盤部参事兼砂防課長

P部。①区域というのは、あくまでもこの源頭部の代執行と書いている、そのこのところの部分を自分は言っているのかなとずっと思っていて。

○片山廃棄物リサイクル課長

僕もそう思っていたんですけど。

○内藤総務局長

その図を見ると、①区域と⑥区域の間に隙間はないので、こちら辺に隙間があるのもおかしいかもしれないですね。

○片山廃棄物リサイクル課長

そうですね。

○杉本交通基盤部参事兼砂防課長
P部が接しているんですよね。

○片山廃棄物リサイクル課長
そう。このP部との源頭部との境のところに線が入っていて。

○清水総務局参事
P部って、意味が分からないな。

○片山廃棄物リサイクル課長
そう、このP部というのが欲しいかどうかというのがあるんですけど。

○内藤総務局長
⑥区域はこの、より小さいところだね。

○片山廃棄物リサイクル課長
そうそう。今、これだけが盛土。

○内藤総務局長
じゃあ、やっぱり⑥区域と①区域の間に隙間はあるんだ。

○片山廃棄物リサイクル課長
そう。この辺りに■■■とか■■■が。

○内藤総務局長
P部に。

○片山廃棄物リサイクル課長
そうかなと思って。

○清水総務局参事
多分、そうしないと。それでなくても、土採取等規制条例で届出がされて、盛土されたところが①区域なんじゃないのかなという。

○片山廃棄物リサイクル課長
そういう前提で来たんですけど。

○内藤総務局長

だから、P部は入らないんだよね。

○片山廃棄物リサイクル課長
そう。

○清水総務局参事
また違うのかな、昔の絵と。

○片山廃棄物リサイクル課長
絵が違うか。言い方とかよく分からない。

○清水総務局参事
だから、そもそも論になってきて。

○杉本交通基盤部参事兼砂防課長
というか、この、①土砂盛土と書いている。

○清水総務局参事
当初のは大きかったですよね。

○片山廃棄物リサイクル課長
そうですね。

○福田土地対策課長
本当だね。一番最初、10月18日のときのだけ丸書いてあって。

○片山廃棄物リサイクル課長
そう。外れているんですよ。

○清水総務局参事
そう。産業廃棄物だけ別置きになっているんです。

○福田土地対策課長
①区域ってここまで入っていたのか。

○杉本交通基盤部参事兼砂防課長
①盛土、土砂盛土。

○内藤総務局長

P部も①区域に入っているんだ。

○杉本交通基盤部参事兼砂防課長
これ見ると、そうなっちゃっているね。

○福田土地対策課長
いつから線が入ったんだ、これ。

○内藤総務局長
これちょっと、これを分けた人。

○福田土地対策課長
何で分かれたんですか。

○内藤総務局長
どこが分けたんだっけ、これ。①区域とか②区域とか。

○福田土地対策課長
分からない。

○内藤総務局長
土地対(策課)。

○福田土地対策課長
いえいえ。

○清水総務局参事
熱海市長の(要望の)対応をした頃からこの絵を使い始めたんだっけ、確か。

○内藤総務局長
5月頃とか。

○清水総務局参事
ちょっと待ってください。

○杉本交通基盤部参事兼砂防課長
俗に言うこの①区域は県盛土条例って書いてあるんだよね。P部については「地形上、土質性状、崩壊の可能性は低い」、「根拠法令なし」、そんな整理がされている。上の欄に「①土砂盛土」とあって、その下に「// {P部}」書いてあるので、全部①区域なんだよね。

○清水総務局参事

今のこの絵を使い始めたのは、去年の5月に熱海市長が(要望に)来たときからですね。これ、誰が作ってくれたのか分からない。

○福田土地対策課長

その前は。

○片山廃棄物リサイクル課長

これですね。

○清水総務局参事

これが去年の5月なんですよ。誰が作ってくれたんだろう。

○片山廃棄物リサイクル課長

多分このときに言いたかったのって、P部は誰がやったかが、行為者が分からないという言い方していたな。

○杉本交通基盤部参事兼砂防課長

作成者を見ると課長の名前になってる。作成者、望月。

○内藤総務局長

望月さん。

○杉本交通基盤部参事兼砂防課長

5月10日。

○片山廃棄物リサイクル課長

P部って誰だか分からないよという、そういうための線じゃないの、これ。

○内藤総務局長

P部は■■■■・■■■■じゃないかもしれないということ？

○片山廃棄物リサイクル課長

P部、この境の線の辺りを■■■■とか■■■■がやっていたのではないかという。

○清水総務局参事

この絵は、代執行の対象になる部分と対象にならない部分というイメージなんですか。

○杉本交通基盤部参事兼砂防課長

これって何ですか。これ①区域って、全部。

○福田土地対策課長

これ、一番最初のときですもんね。そうなので、うちはもちろん絡んでいるけど、誰が作ったかは分からないな。

○内藤総務局長

ちょっと時間もないので、これ、午後、誰か調べてください。

○福田土地対策課長

ちょっと聞いてみますよ。

○内藤総務局長

その他、ありますか。

○清水総務局参事

ここの「行政対応の経緯」とあるところ(P2)ですが、森林法と都計法の方が、森林法だったら「森林法に基づく行政対応の経緯」となっていて、法律名を入れているので、同じようにした方がいいのかなというところと、あと、(ア)で年数を入れてるんですけど、期間を。他のものだと、見出しがあって、括弧この期間、というようになっているので、この期間が何の期間かというのを入れた上で、こんな感じになっているんですよ。

○片山廃棄物リサイクル課長

なるほど。

○清水総務局参事

同じようなイメージの方がいいのかなと思って。

○内藤総務局長

それ、何法ですか。

○清水総務局参事

これ、森林法です。

○内藤総務局長

そういうことか。

○片山廃棄物リサイクル課長

そうすると、アとイと分かれているけど。

○清水総務局参事

(ア)というのは、他に合わせるんだったら①にする。ルールは無視しているかもしれないですけど。

○内藤総務局長

何かタイトルをつけて、あれか、括弧何年から何年までみたいなの。

○清水総務局参事

体裁を合わせるとすると、そんな感じかな。

○片山廃棄物リサイクル課長

括弧、そうするとイもおかしくなっちゃいます。分かりました。ちょっと、他の法令との並びで考えます。森林法と。

○清水総務局参事

都計法。

○片山廃棄物リサイクル課長

都計法ですね。

○内藤総務局長

他はよろしいでしょうか。

○大川井森林保全課長

上の概略図(P2)の左下に、「■■■■氏による残土搬入に係る詳細は4(5)を参照」と書いてあるんですけど、何でこれだけ特出ししたんですしたっけ。

○片山廃棄物リサイクル課長

これでいくと、最初、■■■■がいきなり出てくるので。

○大川井森林保全課長

何でだって感じでしたっけ。

○片山廃棄物リサイクル課長

というふうにしたんですけど、だけど。

○大川井森林保全課長

何かその上の■■■に。

○片山廃棄物リサイクル課長

■■■も分からないのか。

○大川井森林保全課長

■■■氏・■■■氏も何か突然出てくるかなと思って。

○片山廃棄物リサイクル課長

分からないのか。

○大川井森林保全課長

だから、並びとしては一緒かな。

○片山廃棄物リサイクル課長

そうですね。

○大川井森林保全課長

何か。

○片山廃棄物リサイクル課長

分かりました。

○内藤総務局長

4(5)って何でしたっけ。

○片山廃棄物リサイクル課長

後ろの方で、この人たちが何者かというのが詳しく書いてあるので、そちらを(参照)と思ったのですが、ここがあって。4(5)のところで、■■■という人物は「■■■を名のり、■■■社長の依頼を受けて①区域で残土処分を行ったと供述している者」というのが書いてあるので。

○大川井森林保全課長

そこを利用して。

○福田土地対策課長

人物紹介か。

○内藤総務局長

これ、確かに、いいかもしれない。確かに■■■■・■■■■も何だか分からないです。

○片山廃棄物リサイクル課長

確かに分からない。

○紅林廃棄物リサイクル課長代理

(2)には出てきますよね。

○片山廃棄物リサイクル課長

どこで出てくる。

○紅林廃棄物リサイクル課長代理

(2)のイのところに。

○片山廃棄物リサイクル課長

(2)の。

○内藤総務局長

(2)の。なるほど。■■■■は出てこないんだ、(2)の中に。4(5)って、何かあまりにも後ろ、すごい後ろですよ。

○大川井森林保全課長

そうか。■■■■氏と■■■■氏はすぐ下に出てくるからなんだ。

○内藤総務局長

すぐ下に出てくるから。

○大川井森林保全課長

そういう意味か。分かりました。何となく、ちょっと、ぱっと見て、ここだけ出てくるので、違和感だったので。

○内藤総務局長

分かりました。よろしいですか。

○清水総務局参事

ごめんなさい。(ア)の2ポツ目に、法律の略称を取っているんですけど、これもう頭で、もう廃掃法という略称を取っちゃっているものですから、「廃掃法に基づき」としていただいても。

○内藤総務局長

廃掃法にするのでしたっけ。

○清水総務局参事

取りあえず上で、目次の中では。廃棄物処理法自体がもう略称なんですけど、さらにそれを短く。一応そういう凡例を今、置かせてもらっているの。一応、凡例の中で正式名称を見せつつ。

○内藤総務局長

よろしいでしょうか。

じゃあ、3ページ目はどうですか。(ウ)のところから。これは大丈夫ですかね。

じゃあ、4ページ目。法の概要。ここのタイトルは「廃掃法」にするの、これ。

○清水総務局参事

いいです、これはこのままで。

○内藤総務局長

「(法第何条)」っていっぱい出てくるんですけど、これも廃掃法。

○清水総務局参事

廃掃法がいいですね。

○内藤総務局長

(1)法第1条、これも廃掃法。次のページの(4)事業者の責務のところでは法第3条、法第11条とか出てくるので、全部いちいち(廃掃法と)書くんですね。

○清水総務局参事

いちいち。そうしないと、他でもそうです。都計法だけですけど。

○内藤総務局長

(5)にも出てくる。

○福田土地対策課長

うちはこれほどたくさんはなかったな。

○内藤総務局長

その後の処理の流れの表にも、法第12条。

○清水総務局参事

そこはちょっと、もうあれかもしれないですけど。

○内藤総務局長

(6)にもいっぱい出てくるぞ。法第5条。

○片山廃棄物リサイクル課長

置き換えちゃえば。

○内藤総務局長

全部廃掃法でいいですね。

○清水総務局参事

廃棄物処理法しかなければそれで、法でもいいんですけど、これ、いっぱい法律が出てくるものですから。

○内藤総務局長

いいですか、4ページ目は。

○清水総務局参事

1個だけ。(2)の「廃棄物とは」というところで出典を書いているんですけど、これ、出版社の名前とか入れなくてもいいですか。あと、何年版とか。この、「廃棄物処理法の解説より」と書いているときに。

○片山廃棄物リサイクル課長

出版社と。

○清水総務局参事

もし、何年版とかあるんだったら。

○片山廃棄物リサイクル課長

何年版ですか。

○清水総務局参事

それも入れた方がいいような気がして。

あと、この4ページの一番下の「一般に」というところが、何を説明しているのか分からないかもしれないと思って。なので、これは、どれを説明しているか分かるようにした方がいい気がしました。多分、ウの説明をしていると思うんですけど。

○片山廃棄物リサイクル課長

しゅんせつ、漁業……ウですね。
※ぐらいつけときますか。

○清水総務局参事

その方がいいのではないかなと思って。

○片山廃棄物リサイクル課長

ウにしておいて、※を前につけておけば。

○内藤総務局長

※は砂防課方式でお願いします。小さい。

○清水総務局参事

下付けの。

○片山廃棄物リサイクル課長

下付けの小さいやつですね。

○内藤総務局長

いいですか。次、5ページはいかがでしょうか。

○望月盛土対策課長

伐採木って、最終的に一般廃棄物とか産業廃棄物とか、いろいろ議論があったじゃないですか。結論はどこに書いてあるんですか。

○片山廃棄物リサイクル課長

分かりません。具体的な事例がはっきりしないと。(事例に応じて一廃か産廃かの判断をするので、一般論では書けない、との意)

○内藤総務局長

伐採木の話は、7ページぐらいに出てくるやつですか。「建設廃棄物の分類」というところに。

○片山廃棄物リサイクル課長

伐採木、書いてあったよな。どこだっけ。伐採木、あれ。

○清水総務局参事

この補足のところに、「工作物の新築、改築又は除去に伴って」というのが。

- 片山廃棄物リサイクル課長
根株と伐採木。5ページの補足のところに。
- 内藤総務局長
これか。5ページの頭のところか。
- 清水総務局参事
ただ、1つ気になるのは、よく有機物を除いてくださいと指導されたりしているのと、この通知の中身が、何かマッチしていないように見えちゃうのが、ちょっと気になるなというのはあるんですが。
- 望月盛土対策課長
事業系一般廃棄物というのは、県が指導しきやいけないことになっている？
- 片山廃棄物リサイクル課長
指導すべき？
- 内藤総務局長
一般廃棄物は市ですか。
- 片山廃棄物リサイクル課長
一般廃棄物は市町村ですね。
- 内藤総務局長
事業系であっても。
- 片山廃棄物リサイクル課長
事業系であってもです。
- 内藤総務局長
あと、伐採された木は、市が指導権限があると。
- 片山廃棄物リサイクル課長
その判断は誰がやるのかという話になってきて、そこは個別のケースで判断するという(ことになる)。
- 内藤総務局長
木が捨ててあった写真があったじゃないですか。例えばあの状態だったら、それはやっぱり市が指導しなきやいけない、処分しなきやいけないですかね。

○片山廃棄物リサイクル課長

その木自体が、まずどこから発生したのかというところから始まるので。

○内藤総務局長

(写真に写っていた木がどこで発生したかは)多分分からないですよ、あれね。

○片山廃棄物リサイクル課長

そうなんです。

○清水総務局参事

ここの補足の2ポツ目とここは、そこら辺どう判断すればいいのかよく分からない。この5ページの補足の2ポツ目。

○内藤総務局長

伐採木及び。

○清水総務局参事

何か、廃棄物処理法上は、程度にもよるんでしょうけど、別にその場にあることは否定していないように。

○内藤総務局長

廃棄物処理法としてはそうなんですよ。

○片山廃棄物リサイクル課長

そう、否定していないんですよ。

○内藤総務局長

でも、やっぱりそれはでも、盛土をやる人はそうじゃなくて、またそっちの、別の法律に従わなきゃいけないと思うんですけど、だから。

○清水総務局参事

そうすると、廃掃法の範疇じゃなくてという。

○内藤総務局長

じゃないんじゃないですかね。ということですよね。これ、4番の意味は。だから、有機物はちゃんと除去しろみたいなのは廃掃法じゃなくて、別の。

○清水総務局参事

それとちょっと反りが合わないなと思っていて。

○内藤総務局長

合っていないかもしれない。それは、廃掃法はそういう法律じゃないから。

○清水総務局参事

なので、やっぱり開発行為の方でちゃんと見なきゃいけないっていう。

○内藤総務局長

いけないということだと思いますよ。

○片山廃棄物リサイクル課長

それって、何か言っていたりするのってあるんですかね。有機物。

○福田土地対策課長

(有機物)を除去するって、法律の中にはもちろんないんですけど、一般的に許可条件に書いたりとか。

○片山廃棄物リサイクル課長

通知とかもない。

○福田土地対策課長

ないでしょう。恐らくないと思います。

○内藤総務局長

それはやっぱり施工上のことなんですよね。

○福田土地対策課長

そうですね。

○内藤総務局長

品質が悪くなっちゃうからですよ、そういうの。

○福田土地対策課長

一般常識といたら一般常識です。

○内藤総務局長

その他、どうでしょうか。

○望月盛土対策課長

こちらもよく分からないんだけど、結構論点になりそうなのかなと思う。

○内藤総務局長

伐採木。

○望月盛土対策課長

■■■さんのところ、■■■さんの指摘の写真もあるんだけど、①区域のところは相当入れているんだよね。写真もあるし。それは誰が本来指導しなきゃいけないのかな。当然、じゃあ土採取条例のときに許可取って、そのときに相当大量に放置木しているんですよね。それって、誰が指導しなきゃいけないのか。廃掃法上は指導しなくていいってこと。

○片山廃棄物リサイクル課長

廃棄物であれば、廃掃法しかないですよ。丸太がそこに置いてある、倒れているという時点で、じゃあそれは廃棄物かという議論になるので。そうなってくると、その辺に倒れている丸太については、山の中入って行って丸太が倒れていたら、事業者に対して全部片づけろよと指導していくかどうかですよ。一次産業に対して。なので、一次産業でやっている丸太というのは、またちょっと違うんですよ、きっと。だから、木くずがあったという時点で通報があれば、当然、廃棄物部局は指導に行きますし、指導しますけど。

○内藤総務局長

そこに木が捨ててあるというだけでは、どちらが処分するのか、指導するのか。

○片山廃棄物リサイクル課長

まず、廃棄物かどうかという。

○内藤総務局長

それが分からなければ。

○片山廃棄物リサイクル課長

そうですね。まず、これって廃棄物なのかなというところから。

○内藤総務局長

でもやっぱり、普通に考えれば、盛土をする人がそこは考えなきゃいけないことのような気がするんですけどね。だから、当然盛土を所管するところが指導するのかなという気がするんですけど。じゃあ、そこに木があるのを分かって、そこに盛土をしちゃったとすると、それはまずいというのであれば、それはやっぱりその盛土、土採取規制条例を所管しているところがしっかり指導するべき。

○片山廃棄物リサイクル課長

指導すべき、あるいは通報すべき、これは廃棄物と思われる丸太が埋められた。

○望月盛土対策課長

最近、熱海市長が来て、廃棄物の話を盛んにするじゃないですか。その理由というのが、例えば①区域のところに木が大量に放置されていて、「それにもかかわらず、(土採取等規制条例に基づき)本来市が指導すべきところ指導していなかった」ということではなく、「廃棄物担当が指導すべきところ指導していなかった」、「それが原因だ」と(の結論に)持っていくという意味合いもあるのかなと思うけど。

○片山廃棄物リサイクル課長

どうやらそこって、残土処分場で市に届出をしていたわけですよね。(届出の内容は市が)見ていたわけですよね。

○望月盛土対策課長

一義的には土採取条例を管理している市ということでもいいんですか。

○片山廃棄物リサイクル課長

じゃないんですかね。というか、逆に①区域のところであつたら、残土処分場に木くずが不法投棄されていて、市は知らなかったということ。

○杉本交通基盤部参事兼砂防課長

そんなことはないですよね。

○片山廃棄物リサイクル課長

じゃないのかなと思うんですけどね。

○望月盛土対策課長

それは多分あり得ないわ。

○杉本交通基盤部参事兼砂防課長

それはないな。

○望月盛土対策課長

あれだけ写真とかも撮っている。

○片山廃棄物リサイクル課長

なので、市からの相談があつて、廃棄物の方も少なくとも2回は対応しているわけで、そうなってくると、ここが産廃の処分場だったということなら、産廃の処分場で届出とい

うか、そういう申請をしてくれれば、当然そうなるわけです。木くずの範囲というか、概念の範囲が非常に広いというのは正直あるんですけどね。立っている木が倒れた。じゃあそれで廃棄物になるのか。災害で倒れた、じゃあそれは廃棄物か。枝打ちをして落とした枝や葉っぱがそこにそのままにされた、じゃあそれは廃棄物かということまで廃棄物だという概念にしていくと、じゃあ一次産業はどうしていくのという話が、当然出てくるのではないかと思うので、そういったことが今回のものにあるかということ、多分それは違うんですよね。多分、開発行為の中の関連物になってくるのかなと思うんですけど。

○内藤総務局長

はい、大川井さん。

○大川井森林保全課長

1ついいですか。ちょっと今、一次産業の話が出たので、片山課長も今、一次産業をやっていく上での、枝払いをやったりとか、あと、林業だと一番たくさん出るのは、やっぱり主伐といって、木を伐採して、それを生産するとき、そこにはやっぱり切り落とした端材だとか枝だとか、それはたくさん山に残るわけで、それは、その後造林しなくちゃいけないので、それは片づけて、地ごしらえということで、邪魔にならないところに並べて置いたりだとか、それは山の中でそういう処分をするわけですよ。枝を落としたものだって、それは、両方そうなんですけど、山の肥やしになるというか、将来的には。そういう形で処分されているのが現状なので、やっぱり一次産業的にはそこを問題にしてしまうと、じゃあ林業生産活動をしたときに出了ものは全て廃棄物なのかということ、それがとても、適正に山の中で処分しているということだという話です。やっぱり今問題になっているのは、そこに盛土をしたときに、木くずだとか倒れていたものが崩れた原因になったのか、ならないのかということだとすれば、やっぱり今まで議論したように、盛土行為をするときに、それが適正に処理されていたのかどうかということになるのかなと思います。

○内藤総務局長

そうですね。そう考えるのが普通かなという気がするんですけどね。山に行ったら木とか、そこら中に倒れたりとかあるんですよ。それを全部廃棄物だやって、廃棄物処理法でやらなきゃいけないというのは、ちょっと違和感がある。やっぱりそれはそれで置いておくけど、そこにじゃあ何か盛土をしようとか、何か造ろうというときは、それをやる人がちゃんとしなきゃいけないのではないかと思うのが普通かなと思うんですけどね。

一応、ちょっと法律に詳しい人に聞いてみようかなと思っています。ここをね、結構論点にしようとしている人がいらっしやると、ちょっとしっかり確認しておかないと。

○片山廃棄物リサイクル課長

という話なので、通報があれば、健康福祉センターなり我々も現地へ行って、これってどうするんだという話になって。

○内藤総務局長

そういうことですよ。

○片山廃棄物リサイクル課長

指導するんですけど。その後、それが埋められたとか、あるいは、じゃあ適正に処理されたのかという話になったときに、推測で、そこにあったので埋められてしまうかもしれないという、記録があっても。そこから先って分からないんですよ、結局。

○内藤総務局長

そこは廃棄物関係課じゃなくて、やっぱりそこは盛土とか開発を担っている人がしっかり監督するべきだと思いますけども。

○片山廃棄物リサイクル課長

監督して通報するというをやれば、そんなところは改善できるというか。

○内藤総務局長

そうですね。「山に木が植わっているのを全部県が取り締まれ」という考え方については、かなり無理があるような気がするのでそれは違うのかなと思いますけど。

○片山廃棄物リサイクル課長

そういう意味では、やっぱりおそれがあるときには早く通報するという。通報すること自体、知らないのかもしれないですけど。

○内藤総務局長

通報があれば、もうそういう、木だろうが何だろうが、とにかく確認をしていくということですよ。

○片山廃棄物リサイクル課長

そうですね。

○内藤総務局長

通報も何もないのに、山に木が落ちているということで動くということは、やっぱりそれはないですよ。

○片山廃棄物リサイクル課長

ないですね、それは。例えば誰かが、埋められそうだという危惧があるということは、何か心配していることがあるということなので。それに対して、そのものがなくなった後ってどうしようもないんですよ、確認のしようもないし。そこで開発行為なんかをやっていけば、その人に聞いて是正させるというのはできる可能性はありますけど。

○内藤総務局長

どうですか、今のところは。いいですか。

○清水総務局参事

書きようがない。

○内藤総務局長

そう、どこにどうまとめるのか。7ページのところに、造成のために伐採された木も事業系一般廃棄物だと書いてあります。原則はやっぱりこうなんですよね。建設工事で刈られて不要になった草、これも一般廃棄物。

もう、よろしいでしょうか。6ページ目とか、いいですか。では、7ページ目。

○清水総務局参事

「がれき類」って、どんなものかというのはコンクリとかそういうものもなんですよね。

○片山廃棄物リサイクル課長

そうですね。

○清水総務局参事

何かそのイメージがちょっと、普通の人には湧かないかもしれないと思って。

○片山廃棄物リサイクル課長

「がれき類」って、コンクリと瓦礫なんだよね。瓦礫というか。

○清水総務局参事

ただ、コンクリとかそういう、たしか何か、コンクリくずと何か分かれていて。

○片山廃棄物リサイクル課長

そうです。

○清水総務局参事

何か、瓦礫というと、何かがらくたみみたいなイメージが湧いちゃうものですから。

○片山廃棄物リサイクル課長

「がれき類」って言葉なんだよね。

○紅林廃棄物リサイクル課長代理

そうですね。

○清水総務局参事

この「がれき類」には、何があるんだろう。その中でも。

○片山廃棄物リサイクル課長

これも、瓦礫ってどういう言い方ができるか。「がれき類」は「がれき類」です。

○清水総務局参事

でも、何でしたっけ。何か国の通知の中に、何か「がれき類」。

○内藤総務局長

がれき類とは、建設現場で発生したコンクリート、アスファルトの破片。

○清水総務局参事

そういうのが分かればいいかなと思って。

○内藤総務局長

インターネットに書いてありました。補足の、下の「がれき類」のところに、この括弧で、建設現場で発生したコンクリートやアスファルトの破片とか何とかって書いておけば。

○片山廃棄物リサイクル課長

そうですね。

○内藤総務局長

いいですか。

○清水総務局参事

はい。

○内藤総務局長

その他、どうでしょうか。

じゃあ、次の8ページ、前からある表ですね、これは。いいですかね、これは。

じゃあ9ページ。9ページではたくさん法第……、これはあれか、行政事件訴訟法か。その下、ウの下の方に、法第18条、これも廃掃法、法第19条、これも廃掃法でいいですかね。

○片山廃棄物リサイクル課長

そうですね。

- 内藤総務局長
その後、エのところも法第 19 条の廃掃法。
- 片山廃棄物リサイクル課長
あります。
- 杉本交通基盤部参事兼砂防課長
今さらかもしれないですけど、これ、年号というか、年は西暦で書くのか。
- 清水総務局参事
西暦で合わせたいです。通知とかも。
- 杉本交通基盤部参事兼砂防課長
ですよね。だから、平成何年とかって書いてあるのも、全部西暦にということですよ。括弧H幾つとか。
- 清水総務局参事
そうですね。可能であれば。
- 杉本交通基盤部参事兼砂防課長
というふうに確認するということ。
- 内藤総務局長
ここは平成 22 年改正法と、この辺ですか。
- 清水総務局参事
前の方にも出てきたんですけど。
- 内藤総務局長
年は西暦で、括弧……。
- 清水総務局参事
基本西暦で。
- 内藤総務局長
H何とかとか、括弧H何とかはページの最初だけ入れておけばいいんですね。
- 片山廃棄物リサイクル課長
はい。

○清水総務局参事

西暦じゃないと、時間関係が分からない。

○杉本交通基盤部参事兼砂防課長

どちらかに、頭の中で変えなくてはいけない。

○清水総務局参事

うまく変換できないので。

○内藤総務局長

いいですか。では10ページ、どうぞ。

○清水総務局参事

ここが、改正前に限って書いてあるのは、今回の行為があったのは、改正後も状態としては引き続いているものですから、改正後に加わったものもないと、何かちょっとミスリードしちゃうような気がするんですけど。でも、あれか、ほら。出るのか。施行前の。「助けた者」って、改正後に加わったんじゃないかなかったですっけ。

○紅林廃棄物リサイクル課長代理

違います。

○清水総務局参事

違う。「助けた者」は前からあるんですね。

○紅林廃棄物リサイクル課長代理

前からあります。

○清水総務局参事

前、何かこの中で、新たに加わったみたいに聞いた記憶が。

○紅林廃棄物リサイクル課長代理

それは4号の。

○清水総務局参事

(号が)ずれただけというものですかね。

○紅林廃棄物リサイクル課長代理

今まで、「助けた者」が4号だったものが5号になっていますので。

○清水総務局参事

あと、②に排出事業者ってあるんですが、この排出事業者って何でしたっけ。本来の命令対象になる人たちが、当てにならないときとか何か一定の条件の場合に、排出事業者に行くというような立てつけだったように見えたんですけど、そうじゃなかったでしたっけ。確か、命令の対象となる者は第19条の5に規定されていて、19条の6に、こういう場合は排出事業者に命令できる、というようになっていた気がするんですけど。横並びでいいのかなというだけの話ですが。

○片山廃棄物リサイクル課長

比較がないのか。これ、(ウ)として、法改正後の措置命令の対象となる者がある方が分かるということですか。そういうことではない？。

○清水総務局参事

今言ったのは排出事業者の、②の排出事業者の話で。

○片山廃棄物リサイクル課長

②が、ここで読むと、法改正前の措置命令対象となる者ですよ。

○清水総務局参事

なので、排出事業者って、この19条の6で規定しているんじゃないかでしたっけ。

○紅林廃棄物リサイクル課長代理

そうです。

○清水総務局参事

なので、19条の6というのは、19条の5が本来というか、元々の命令の対象になる人たちで、19条の6の排出事業者は、その19条の5の人たちが資力がなくて、やらないとか、何かそういうのがあった場合には排出事業者に行くという、第2順位の人という。

○紅林廃棄物リサイクル課長代理

そういう意味ではないです。本来法律的にやらなきゃいけないことを、やっていないことがあれば、排出事業者にも命令はできますよ、という規定です。

○清水総務局参事

そう書いてありましたっけ。

○紅林廃棄物リサイクル課長代理

19条の5で、見込みがないから、19条の6で命令を出すという立てつけではなくて、

あくまでその廃棄物の処理に関して、例えばマニフェストを切っていなかったとか、適正な金を払っていない等という事実が分かれば、そういう人たち、その排出事業者に対しても命令はできます、という規定になっています。見込みがないということで、19条の6が発動するということではない。

○清水総務局参事

そうすると、それが分からない。何かこれだと、出した人には必ず命令が行くように読めるんですが、そうじゃないんですね。

○紅林廃棄物リサイクル課長代理

そういうわけじゃないです。

○清水総務局参事

そこは分かるようにした方がいいのかなと思って。条件付だというところが。

○片山廃棄物リサイクル課長

そうすると、何を直すか。

○清水総務局参事

なので、どういう排出事業者かというのは。

○内藤総務局長

なので、①区域みたいに、「何とかに違反した排出事業者」のような書き方にすればいいんじゃない。②は単に排出事業者と書いてあるもので。

○清水総務局参事

とにかく、排出した人には「おまえやれ」って言えるかということ、そうじゃないんですね。なので、その前提条件が欲しいなと思って。そこは条文から前提の部分を知るようにしてもらえばいいので。

○内藤総務局長

1番だと、委託基準に違反する委託をやった何とかした者、となって、3番も、こういうことをやった、助けた者、というような点で、2番も、これだと排出事業者全部が対象みたいになっちゃってるので、こういう違反をした排出事業者という表現にしてくれればいいということですね。

○清水総務局参事

そうですね。

○内藤総務局長

よろしいですか、他。

○杉本交通基盤部参事兼砂防課長

細かいことですけど、この「行つた者」の「つ」って、小さくしてないのは何か意図があるんですか。

○内藤総務局長

本当だ。

○清水総務局参事

多分、法律がそうなってる。

○杉本交通基盤部参事兼砂防課長

法律がそうなってるということでいいですか。

○清水総務局参事

でも、これは小さく(つ⇒っ)してもいい感じがしますね。

○杉本交通基盤部参事兼砂防課長

下もね、そうなっているもので。そうなのかなとは思った。

○片山廃棄物リサイクル課長

砂防って出てきますか。

○杉本交通基盤部参事兼砂防課長

見たことないな。

○片山廃棄物リサイクル課長

ないですか。

○片山廃棄物リサイクル課長

じゃあ、直しますか。その方が。

○内藤総務局長

いいですかね。

では、11 ページというか、この事実関係、長いですが、これ。全体通してでいいですかね。全体通して、こういう事実関係と3番の。体裁は直して下さっているの。

- 清水総務局参事
文書番号が入っていないところは、2月5日が入っていなかったなので、それが。
- 片山廃棄物リサイクル課長
ここは後で入れます。確認して。
- 内藤総務局長
時々、「F・・・」とかなったりしているところがありますよね。
- 清水総務局参事
そこは、番号がまだ入れられていないという(意味)。
- 片山廃棄物リサイクル課長
入れられていないということです。
- 内藤総務局長
分からないということか？
- 清水総務局参事
分かるけど、入れなくてはいけないという意味で置いてあるだけです。
- 内藤総務局長
これから入れるということね。
- 清水総務局参事
それと、あと、県が主語になるものはゴシック(体)強調ですよ。
- 片山廃棄物リサイクル課長
ゴシック(体)、はい。
- 杉本交通基盤部参事兼砂防課長
これ、日付ごとに1行空けていくという様式でいいんですよ。
- 清水総務局参事
いいです。2つくっっているのは、同じことをやっているからくっついているだけです。
- 片山廃棄物リサイクル課長
そうですね。

○杉本交通基盤部参事兼砂防課長

2013年8月9日と28日と12月30日とあるんですけど、それも。

○内藤総務局長

これがくっついている。

○杉本交通基盤部参事兼砂防課長

8月28日が、「現地の状況」と書いてあるだけで。

○清水総務局参事

これ、この固まりです。

東部健福が⑥区域の現地を調査したのが8月9日、28日、12月30日ということで、いずれも変化なしなので。

○片山廃棄物リサイクル課長

こうなってくると分かりにくい。

○内藤総務局長

これ、分かりにくいな。

○片山廃棄物リサイクル課長

分かりにくいですか。

○内藤総務局長

これは分かりにくいな。

○杉本交通基盤部参事兼砂防課長

「現地の状況」と、四角で囲ってかれているので、その後、じゃあどうだったのということを書くのかなと思っていたんですけど、そういうわけじゃない。

○清水総務局参事

「変化なし」という状況で。

○内藤総務局長

これ、でもちょっと分かりにくい。

○片山廃棄物リサイクル課長

逆に文章で書いちゃった方がいいのかな。

○内藤総務局長

これは、9日に調査して、28日が何だかよく分からなくて、「現地の状況」と書いてあって、12月30日に「変化なし」と書いてあるだけ、みたいに見えてしまう。

○清水総務局参事

それか、「8月28日と12月30日も同様」のように、文章で書いた方がいいですかね。

○片山廃棄物リサイクル課長

その方がいいですかね。

○内藤総務局長

それで、「状況の変化はなし」とかね。

○杉本交通基盤部参事兼砂防課長

じゃあ、その次の2月21日もそういうことなんですかね。

○清水総務局参事

そうです。そこも同じようにすればいいと思います。

○内藤総務局長

そうですね。確かにそこは分かりにくいかもしれない。

○杉本交通基盤部参事兼砂防課長

あと、18ページ目の※印のところの、一番最後の括弧が2つついている。

清水さん、最後にね、これ全体をやるときに、本当に見にくいところで改行になっている場合や、次ページになっている場合があるじゃないですか。

○清水総務局参事

見にくいところだよ、要は。

○杉本交通基盤部参事兼砂防課長

表題が書いてあって、その次が次のページに行っているとか。

○清水総務局参事

タイトルだけ前のページ。それは次のページに送った方がいいですよ。

○杉本交通基盤部参事兼砂防課長

そういう修正が、まだいろいろあるから、最終的にそういうのをやるということでもいい

ですかね。

○清水総務局参事

そうですね。

○望月盛土対策課長

あと、同じように 23 ページの一番上の※のところも(最後の括弧が2つついている)。

○片山廃棄物リサイクル課長

後ろの方の括弧ですね。

○内藤総務局長

よろしいですかね。それと、23 ページと 24 ページですが、特別委員会の提言の概要とか論点とかは。

○片山廃棄物リサイクル課長

論点は論点にするのでしたっけ。

○内藤総務局長

そうです。論点です。これは前のページに、こんなスペース空けなきゃいけないのかな、何か。この提言とか論点は大きな3に入っている話だよ。だから、どっちかというとならば 23 ページのスペースがいっぱい空いているから、そちらに持って行ってくれた方がいいのかなと。

○清水総務局参事

他の法令が「提言の概要」や「論点」が、確か四角の中に入っていた気がするので、四角の中に入れるように。

○片山廃棄物リサイクル課長

一番最後で一番大ざっぱに入れてしまいました。

○杉本交通基盤部参事兼砂防課長

「特別委員会の提言の概要(論点)」の「(論点)」も要らないですよ。

○清水総務局参事

なくていいです。

○杉本交通基盤部参事兼砂防課長

下のところの「論点に対する考察事項」というのを、ここを「論点」にするのか。

○清水総務局参事
単に論点で。

○内藤総務局長
四角の中に入れて。

○片山廃棄物リサイクル課長
「特別委員会の提言の概要」の中に入れて。分かりました。

○内藤総務局長
その論点の、提言の前に書いている「廃棄物処理法に係る行政対応の記録等とその保存状況」というのが同じパターンで書いてありますが、これ何か、これじゃないとまずいですかね。

○片山廃棄物リサイクル課長
これは、廃掃法の文書が多い理由を書いたのですが、書き方は別にどういう形でもいいとは思っていますね。

○内藤総務局長
提言とか論点とかと同じような…。これ、ちょっと変えてもいいかなと思って。ちょっと性格が違うので。

○片山廃棄物リサイクル課長
破線にしますか。

○内藤総務局長
破線にするとかね。

○片山廃棄物リサイクル課長
破線にすれば、新聞記事みたいなものも、そんな感じで書いているので。じゃあこれ、破線に直します。

○清水総務局参事
他の法令と合わせるという意味ですが、ポツで文章を書いているときに、ポツの隣に1文字空けてくださっていると思いますが、そこはなしにしていいですかね。

○片山廃棄物リサイクル課長
ポツの後ろ。

○紅林廃棄物リサイクル課長代理
半角スペースが入っている。

○片山廃棄物リサイクル課長
入っているんだ。

○清水総務局参事
ポツ書きのときにですね。例えばこの、今の保存状況の文章も。

○内藤総務局長
これ全部直すの。

○清水総務局参事
だから、他もそうなんですよ。他のは全部、空いていないので。

○片山廃棄物リサイクル課長
分かりました。

○内藤総務局長
スペース要らないということですか。

○清水総務局参事
ポツ書きのやつは。

○片山廃棄物リサイクル課長
分かりました。

○内藤総務局長
よろしいですか。では、時間もあれなので、考察のところ、4のところ。24 ページの下からですね。4ちょっとしかないから、25 ページぐらいまで。

○清水総務局参事
25 の2ポツ目で、この間ここで話したときに、どこまで事業者名を出しますかって話をしたときに、■■■■というんでしたっけ。■■■■とかは載せてなかった気がしたので、何か、「等」でくくったりとかできないかな。あと、この■■■■さんという方はどうしようかなと今、ちょっと思ったんですけど。■■■■さんというんですか。今、登場人物に書いてあるのが、■■■■と■■■■と■■■■、■■■■、■■■■さん、■■■■さん。あとは■■■■とか■■■■とか。この■■■■とか■■■■さんというのは、今のところ入っていないので。どうしようかなと思ってですね。

○内藤総務局長

■■■■はあれか、■■■■の関係者。

○清水総務局参事

多分■■■■の人、関係者だと思う。

○片山廃棄物リサイクル課長

誰がどう関わっているという細かい関係者図を取っちゃったので。

○内藤総務局長

2ページにあった図。

○片山廃棄物リサイクル課長

そうですね。

○内藤総務局長

■■■■、事実上■■■■みたいなものですね。

○片山廃棄物リサイクル課長

取っちゃいますかね。

○清水総務局参事

「■■■■、■■■■氏、他何社」とか、それぐらいでもいいかもしれない。

○内藤総務局長

でも、その後の■■■■は出てくるの。

○清水総務局参事

■■■■はもともと出てきているのでいいんですよね。■■■■が。

○内藤総務局長

■■■■か。

○清水総務局参事

あとは■■■■さんもある。

○片山廃棄物リサイクル課長

■■■■は、ここに■■■■が出てくる。

○清水総務局参事

「■■■■、■■■■、■■■■他2社は」とか。

○内藤総務局長

よろしいですかね。

○清水総務局参事

1個だけ。5ポツ目の。

○片山廃棄物リサイクル課長

「東部健福は関係者の…」

○清水総務局参事

「自社利用のための仮置き」はいいんですが、「■■■■氏は■■■■■■■■■■の社員」というのは、どこかで出てきたんでしたっけ。これがちょっと、何か唐突感があるなど、ちょっと。

○片山廃棄物リサイクル課長

■■■■は役員だったというのが出ていなかったっけ。

○清水総務局参事

どこかにあるんでしたっけ。この事実関係の中にあるんでしたっけ。

○片山廃棄物リサイクル課長

事実関係省略しちゃったから、もうないのかな。

○清水総務局参事

なければ加えるだけなので。

○片山廃棄物リサイクル課長

分かりました。

○清水総務局参事

ちょっと唐突感があるかなと思ったので。

○内藤総務局長

「自社利用の」ということぐらいしか出ていなかったんでしたよね、前は。

○片山廃棄物リサイクル課長

いいですね。その方が分かりやすいです。

○清水総務局参事

その続きで、「推認した。」の後に、「そのため報告を求める対象を重機作業員や①区域で残土処分を行なった■■■■氏にも広げた結果」とあるんですが、この「推認する」ということが何で「そのため」につながるのか、ちょっと(分からなくて)。

○片山廃棄物リサイクル課長

「推認して、その確度を上げるため」とか、そういう意味。

○清水総務局参事

なので、より情報を得られるという。

○片山廃棄物リサイクル課長

そういうことですね。「そのため」というのがいいのか、もう少し言葉を補った方がいいのか。

○清水総務局参事

あと、「元請」とあるのは、「元請業者」という、正式な言葉にした方が。

○片山廃棄物リサイクル課長

そうですね。元請業者。

○内藤総務局長

4ボツ目のところで、「しかし、■■■■が自ら利用を釈明し」という、これは下の方にあるように、「自ら利用」にかぎ括弧をつけた方がいいかなとも。

あと、そのかぎ括弧がついている「自ら利用」のところですが、「自ら利用の事実を真実にするために」とあるんですけど、事実なんですか、この「自ら利用」というのは。

○片山廃棄物リサイクル課長

実際にはやらなかったんですけど、措置命令を出せば、そんなことは当時、「自ら利用するよう」といってやらせることができたのかなというのを括弧書きで書いた。

○清水総務局参事

「自ら利用」を真実にするために」でも。

○内藤総務局長

だから、「自らが利用の事実を」と書いてあるので、「自ら利用」というのは事実じゃないですよ、別に。これって。

○片山廃棄物リサイクル課長

「事実」を取る方が分かりやすいですね。

○内藤総務局長

いいですかね。では、次のページ、どうですか。

3ポツ目かな。考察の2ポツ目。「県東部健福は土地所有者の変更という状況変化は新たな土地所有者たる■■■■氏による撤去が現実的かつ速やかな事案の解決であるとも考え、同氏が当該がれき類等処理する意向を示し、残置された産業廃棄物を撤去する旨の誓約文書「を」提出した」

○片山廃棄物リサイクル課長

そうですね。

○内藤総務局長

「が」だったら「提出された」、でも違うんですか。

○片山廃棄物リサイクル課長

ここはそうですね。「文書を」。

○内藤総務局長

「同氏」が、だから、「文書を提出した」だね。

○片山廃棄物リサイクル課長

はい。

○内藤総務局長

それと、その下のポツなんですけど、最後のところ、「東部健福ががれき類等の処理について、■■■■よりも優先して■■■■氏に対応を求めていたとは言えない。」というのが、論点と矛盾してしまうので、これはカットしてほしいと思うんですが。論点は、「現所有者による廃棄物の処理を優先したことは適切だったか」というのが論点なので、適切だったか適切じゃなかったかということ考察してもらいたいんですけど。

○片山廃棄物リサイクル課長

(3)のところはいいですかね。括弧の中の「結果として、施工者への指導等が下火になった」。

○内藤総務局長

それを論点としたわけですね。なのでこの、結果として施工者に指導が下火になってしまう。

○片山廃棄物リサイクル課長

なので、我々もそこを気にしなかったら、ここは書かないんですけど。

○内藤総務局長

(■■■■氏による処理を)優先したことは優先したんですよね。

○片山廃棄物リサイクル課長

優先しました。

○内藤総務局長

だから、それは(優先)したんだけど、別に下火になっていないから適切だった、という言い方にすればいいんじゃないですか。優先していないと言われると、その論点と矛盾してしまう。優先したけど、しっかり■■■■にも指導していたんだ、という言い方にしてもらいたい。

○片山廃棄物リサイクル課長

じゃあここは取って、そんな形にします。

○内藤総務局長

そうです。そういうことです。

((4)について)あと、■■■■氏だけ出てくるんです。

○清水総務局参事

■■■■は取った方がいいかもしれない。

○内藤総務局長

それは、だから登場人物。

○清水総務局参事

登場人物にないんですよね。

○内藤総務局長

なので、まさにこの括弧の「■■■■のグループ会社である■■■■の契約社員と名乗る者」。

- 清水総務局参事
■■■■も出てこないんですけど。
- 片山廃棄物リサイクル課長
なので、■■■■のグループ会社の。
- 清水総務局参事
契約社員を名乗る。
- 内藤総務局長
■■■■氏のグループ会社の契約社員。
- 片山廃棄物リサイクル課長
「の契約社員」。
- 清水総務局参事
すごく長くなる。
- 内藤総務局長
「■■■■氏の代理人」とかでもいいんですけどね。
- 片山廃棄物リサイクル課長
それが一番さらっと。
- 清水総務局参事
グループ会社の社員とか。
- 片山廃棄物リサイクル課長
「の社員」でいいかな。代理人にしようかな。でも代理人が2人出てくるんですよ。
- 清水総務局参事
代理人だと、大分何か位が上がってしまう気がするので。
- 片山廃棄物リサイクル課長
この頃はただのアルバイトに近い状況ですからね。
- 清水総務局参事
このページの1ポツ目というんですかね。「■■■■氏名義で、全ての廃棄物を当社の責任で」となっていますが、■■■■氏名義で「当社の責任で」というと、名義と書いてある内容が

ちょっと違和感があるんですが、例えば、「自身の責任で」と置き換えるわけにはいかないですかね。

○片山廃棄物リサイクル課長

「■■■■氏自身」ですか。

○清水総務局参事

「■■■■氏名義で、全ての廃棄物を自身の責任で処理する旨」と。

○片山廃棄物リサイクル課長

「■■■■氏名義で、全ての廃棄物を自身の責任で」、ここを。「当社」を「自身」ということですね。

○清水総務局参事

個人の名前に当社と受けるのもちょっと、何か。

○片山廃棄物リサイクル課長

「自身の責任で処理する旨の」。

○内藤総務局長

よろしいですかね。

では、その次。29ページ。

○清水総務局参事

いいですか。上から2ポツ目というんですかね。この「県東部健福は、～当該がれき類を」というところですが、これって期間がちょっと分からないなと思ってですね。この「(指導票交付5回。面会指導7回)」の、これがどのぐらいの期間に行われたのかちょっと分からないなと思って。9月の委員会のときの資料を踏まえると、そこら辺の時間の経過が分かる書きぶりにした方がいいのかなと思ったのと、あと、それに関係するんですが、考察の3ポツ目で、「厳格な指導が続いていたとは言えない」ということになっていますが、「言えないので何とかの余地があった」とか、何か、「言えない」という評価だけではなくて、このようにできたのではないか、というようなところがあってもいいのかなと思いました。

○片山廃棄物リサイクル課長

例えば、指導頻度を増やすとかですかね。

別の行政処分に切り替えるとか。これが次のポツにも入ってくるのかなと思うんですけど。

○清水総務局参事

そこ、つながっているのか。そういうことか。

○片山廃棄物リサイクル課長

その次のところで、指導が年1回程度で、何も。

○清水総務局参事

じゃあ、「このため」とか、何かそういうふうなのを入れればいい、つながるのか。「このことから」とか。それならいいです。

○片山廃棄物リサイクル課長

いいですかね。

○清水総務局参事

あと、この最後の、今、「このことから」でつなげた文章で、「さらに検討する余地があると言える」となっていますが、「余地があったと考える」でもいいかなと思って。これからも当然そうなんですけど、当時のことを見たときにどうかという考察だとすると、過去形の方がいいかなと思って。

○内藤総務局長

他、いいですかね。では、時間ですので、次。

○清水総務局参事

30 ページの1ポツ目の締めを、「問題はない」で切れているんですけど、「問題ないと考える」みたいな、何か。

○片山廃棄物リサイクル課長

「と考える」、はい。

○内藤総務局長

あと3ページ。30 ページ、他に何かありますか。いいかな。では、31 ページは。

○清水総務局参事

31 ページの上に、「聴き取り調査の結果」ということで書いてありますが、聴き取り調査の結果としては、事実関係の方に、もう囲みで入っているので、ここは本当に、当時の職員には記憶がなかった、とかそういう書きぶりだけでいいかなと思って。もう1個あったと思いますが、それも同じで、この「覚えがない」といふうに直っている文章、事実関係の聴き取り調査は元のままだと思うので、そちらの方をこれに、「覚えがない」とした方がいいかなと思うので。21 ページに聴き取り調査の囲みのところがあるので、そこを、今あ

る記述に直した方が。多分、下の囲みも同様かと。

○内藤総務局長

その他。

○清水総務局参事

じゃあ考察の1ポツ目で、「■■■■氏や■■■■氏は撤去する義務はない中で」と、「義務はない」と断定していますが、それはいいんですかね。まだこの現場で作業をしていた人であることは間違いないですが、「義務がない者」とまで言えるのかというのがちょっと気になったのと。

○片山廃棄物リサイクル課長

「義務がない」とは、明らかではないかもしれないですね。

○清水総務局参事

あと、「確認していなかったとは考えにくい」というところはちょっと、ここは。

○片山廃棄物リサイクル課長

ここが推測なので、どっちにどう推測していくかで、この書き方が。

○清水総務局参事

都市計画法のときも、何かここまで言えるかなと、確か議論があったような。

○片山廃棄物リサイクル課長

そうなんですよ。

○清水総務局参事

じゃあどう書けというふうな対案は持ち合わせてないんですけど。

○片山廃棄物リサイクル課長

都計法のところと見比べてですかね。

○福田土地対策課長

結論が出てないです。

○片山廃棄物リサイクル課長

極論を言うと、調べたけど分からなかったというのが結論ですが。

○清水総務局参事

そうですね。

○内藤総務局長

だから、他の指導事例はこうだったけど、これについては確認できてないということですよ。そう書くしかないのかなと。

○清水総務局参事

そうですね。「考えにくいけど、公文書上確認できなかった」とか。

○内藤総務局長

そういうこと。

○片山廃棄物リサイクル課長

「考えにくいけど、確認できなかった」。

○清水総務局参事

そこを残すかどうかというのはあるんですけど。

○内藤総務局長

次のページも出てきますね。

○片山廃棄物リサイクル課長

そう。ここ両方そうなんですよ。

○杉本交通基盤部参事兼砂防課長

次の32ページの考察の1ポツ目の書き方ですが、「東部健福は～立入検査して」、「廃棄物であると認定し、①区域区域進入路付近に搬入を指示し、廃棄物の処分を行おうとした■■■■氏に対し」と書いてありますけど、これ、「搬入を指示し、」の点があると、これ全部■■■■のことを言っているんですよ。「①区域進入路付近に搬入を指示し、廃棄物を行おうとした■■■■氏」と。何かちょっとそこ、この「指示し、」と点を打っちゃうと、誰が指示したのかなと、これって東部健福が指示しているのかなというふうに、読めてしまうのかなと思って。ここの表記、■■■■が多分搬入を指示して処分を行おうとしていると思うのですが。ここの、表現が何かちょっと分かりづらいなと思って。

○片山廃棄物リサイクル課長

これか。考察の1ポツ目のこと。

「排出元である事業者を立入検査して」、「廃棄物であると認定し」というのは、これ、検査して認定しているのは。

○片山廃棄物リサイクル課長
健福ですね。

○杉本交通基盤部参事兼砂防課長
東部健福ですよ。次の、「①区域の搬入を指示し」というのは。

○内藤総務局長
■■■■なんだよね。

○杉本交通基盤部参事兼砂防課長
■■■■なんだよね、指示しているのは。

○清水総務局参事
持っていき、と言ったのは■■■■。

○片山廃棄物リサイクル課長
そうですね。「■■■■氏に対し、廃棄物を適正に処理するよう指導した対応は」、そうですね。

○杉本交通基盤部参事兼砂防課長
なので、ちょっとこれ、「搬入を指示し」というところが東部健福に見えてしまうようにも読めてしまうので、ちょっとそこ、表現を。

○内藤総務局長
ここ、点を取ればいいのかね。

○杉本交通基盤部参事兼砂防課長
点を取ればまだいいかなと思いますね。

○片山廃棄物リサイクル課長
そうですね。

○杉本交通基盤部参事兼砂防課長
「指示して」という。「搬入を指示して廃棄物の処分を行おうとした」。

○片山廃棄物リサイクル課長
そうですね。そうすればつながりは分かりますね。

○杉本交通基盤部参事兼砂防課長

分かりました。

○内藤総務局長

同じページの5番に行きますが、ワンセンテンス目は再発防止に向けた対策を書くところなので、これは要らないかなと。

○片山廃棄物リサイクル課長

では、これは取りますか。

○内藤総務局長

因果関係は明らかなので、これはまとめの方に、4、5、6の区域という、①区域の関係のようなどころに出てきますからね。

○清水総務局参事

因果関係だけど、①区域とは関係ないよという。

○内藤総務局長

なので、いいのかなと。だから、次の段落の「また」というのも、「産業廃棄物への規制は」から始まってくれればいい。

それから、他の法令みたいに、何か(1)とか、今後の対策のタイトルというのかな、一応つけてほしいなど。5の(1)とか(2)とか一応入れてもらっているんですけど、例えば砂防法だったら、「考察を踏まえた再発防止に向けた対策」「(1)砂防指定地の指定手続の改善」と書いて、ポツポツポツと。この「今般の事案を踏まえた取り組みの実施」とか、「今後に向けた取り組み」というのはまた別途、それももちろん出しますが、その前に(1)とか。

○片山廃棄物リサイクル課長

項目つけてということですね。

○内藤総務局長

項目を、それはまたちょっと考えていただければ。

○片山廃棄物リサイクル課長

分かりました。

○望月盛土対策課長

33 ページ、いいですか。

○内藤総務局長

はい。

○望月盛土対策課長

1つ目のポツ、「不法投棄撲滅対策本部」ってこれ、実際に新たに開いたんですか。

○片山廃棄物リサイクル課長

これはもう平成十何年か、15年からずっとやっています。

○望月盛土対策課長

今回の事案を受けて開いた、設置したというものではないということ。

○片山廃棄物リサイクル課長

ではないです。これまでやってきたものを書いています。

○内藤総務局長

そうすると、区分が違う。何でしたっけ。森林法の。

○清水総務局参事

これまでの取り組みの徹底みたいな。

○内藤総務局長

「災害前からの取り組みを徹底」、に分類されるのかな。

○望月盛土対策課長

次、「盛土総点検で」。

○内藤総務局長

「において」なのかな。

○望月盛土対策課長

「でにおいて」云々と書いてあって、盛土対策課を設置されたと書いてあるんですよね。

○片山廃棄物リサイクル課長

はい。

○望月盛土対策課長

これ、盛土対策という、そういう言い方ならいいんだけど、廃棄物だよな。

○片山廃棄物リサイクル課長

そう、なので。なのでこれ、書き方をちょっと。

○福田土地対策課長

その前からもうずっと持っていつている。

○片山廃棄物リサイクル課長

これって誰かが書いているんですかね。「盛土対策課が設置された」。廃掃法は特に触れなくてもよければ、廃掃法の視点で書き方は変えちゃいます。

○望月盛土対策課長

その下も、「産業廃棄物の不適正処理や」というところでいくと、ちょっとこれも中途半端な。「担当職員を恫喝する者もある」。

○片山廃棄物リサイクル課長

下とつながる。下のボツと。

○内藤総務局長

くっつけちゃった方がいいかなと思うんです。

○片山廃棄物リサイクル課長

そうですね。くっつけます。

○望月盛土対策課長

全体的に薄いですよ、内容が。

○清水総務局参事

事例集みたいなものを作るというのは、もうやめちゃったんですか。

○片山廃棄物リサイクル課長

事例集、一番最後に書いてあります。

○清水総務局参事

あるんですけど。

○片山廃棄物リサイクル課長

「優良事例を収集し、さらなる指導技術の向上を図る」と。

○清水総務局参事

優良事例。

○片山廃棄物リサイクル課長

「優良事例集を作成し」にはなっていないです。書き方も変えてしまっています。けど、これがいいかどうかというのがありますが、結局ちょっと議論があったのが、今までも廃掃法って(事業者への指導等を)結構やってきているので、やってきているという前提に立って書いたらどうだという話があって、ちょっと薄くなっている書きぶりになったのかなという感じはしますが。

○内藤総務局長

下から2ポツ目の、何か「監視パトロールを活用を図る」となっているので、「パトロールを活用する。」

○片山廃棄物リサイクル課長

活用して、監視。

○内藤総務局長

「パトロールを活用」って何か変だな。

○片山廃棄物リサイクル課長

「監視をする」か。「監視パトロールを行う」。

○内藤総務局長

「行う」かな。「IT技術を活用した先回り監視パトロールを活用を図る」なので。

○片山廃棄物リサイクル課長

「監視パトロールを行う」ですね。

○内藤総務局長

「行う」だね。

○清水総務局参事

上から3ポツ目の、この「行政が指導しにくい間隙」というのが、今ひとつイメージが湧かなくて、何か他の言い方ができないかなと。

○片山廃棄物リサイクル課長

これ、いい言葉がなくてですね。

○清水総務局参事

要は、何か言いにくいというか、指摘しにくいようなやり口を、ということなんですよ。

○片山廃棄物リサイクル課長

そうなんですよね。それか、「法の抜け道や、法のはざま」、何ていうんですか、「法が対処し切れないはざま」と言ってしまうかどうかですが。

○清水総務局参事

「表面上は適法を装う」とか、何かそういうイメージじゃないですか。

○片山廃棄物リサイクル課長

そういうのもありますね。「表面上は適法を装う」。

○内藤総務局長

あまり書きたいことが変わってしまうのもあれなので。

○片山廃棄物リサイクル課長

「適法を装う」か。

○内藤総務局長

本当に、最初に書きたかったことを書いてくれればいいんですが。

○清水総務局参事

あと、「今後に向けた取り組み」の1ポツ目は、予算の関係は大丈夫、でよかったんでしたっけ。

○片山廃棄物リサイクル課長

予算は大丈夫です。

○清水総務局参事

もうこれは、予算は気にしなくても大丈夫なもので。

○片山廃棄物リサイクル課長

予算のものは、下から2ポツ目でやろうとしているのは、IT(AIの誤り)技術を活用した監視パトロール、ここは予算が。「行う」ではまずいですか。

○内藤総務局長

では、「検討する」。

○片山廃棄物リサイクル課長

「検討する」か。

○清水総務局参事

取りあえず、財政は通ったけど、という。

○片山廃棄物リサイクル課長

そうです。

○内藤総務局長

「IT(AI)技術を活用した先回り監視パトロールの実施を検討する」か。

他、よろしいですか。いいですかね。

では、これまた直してもらって、他のも直しがあるものがあって。

○清水総務局参事

そうですね。砂防課さんからは頂いているので。

○内藤総務局長

また全部集約したところでまとめて、また皆さんに分ける。次の会議は。

○清水総務局参事

次の会議は、今のところ予定しているのは今週の金曜日なので。

○内藤総務局長

それまでではないので、書面でのやり取りになりますが、頂いたものを、また誤字・脱字チェックなどをしてお返りする、ということになると思いますが。

取りあえず今日のところは。では、次回の会議は金曜日。

○清水総務局参事

金曜日の午後の予定です。

○内藤総務局長

では、それまではメール等でやり取りするということで、よろしく申し上げます。一応、明日、うちも部長のところに入って、木曜日には政策推進担当部長のところ。

要はそれまでにできれば、皆さんも部長のところに入っていただいて、おおむね了解をいただいてもらいたいと。

では、本日の会議はこれで終了します。お疲れさまでした。